

る工場、鑛山、運輸事業にも各一票の投票権を與へ、その総投票数が八百に上つて居る。しかして労働組合の総投票数は僅々三十五票に過ぎない。之れに就いて政府は、斯う言明して居る。我が國には代表的な労働組合が無い。総組合は全國労働者の五分位しか當つて居ない故に労働組合の代表と認められぬのみならず。若し之を認める時は、多数の官業労働者は全然除外され、当然此方面に不平が起きると共に、民間工場の労働者にして、労働組合に加入して居ない多数の労働者側に於ても、同様の不平が起きるであらうと。

我等は右の言明を以て極めて不誠實に満ちた三百代言式のものと考えへる。

政府が労働組合の發達の不十分なることを